

<u>対象者の範囲が</u> 拡充されました!

松本市奨学金返還支援事業補助金

松本市内に本社・本店がある中小企業等に就職した35歳未満の方を対象に、奨学金の返還を支援します!

補助額

年間返還額の2/3以内(上限15万円/年)

対象奨学金

日本学生支援機構が貸与する奨学金

※その他の奨学金も対象となる場合がありますのでご相談ください。

対象者

(次の要件を すべて満たす方)

- 令和4年4月1日以降に、松本市内に本社・本店を有する中小企業等(※)に就職 した、正規雇用の方
 - ※<u>令和 7 年度から、個人事業主、特定非営利活動法人、公益法人等、医療法人、</u> 社会福祉法人、協同組合等、学校法人、宗教法人に就職した方も対象です。
- 大学等の在学中に奨学金の貸与を受け、自ら奨学金を返還している方
- 申請する年度末時点で、年齢が35歳未満の方
- 申請日において、松本市内に住所を有し、5年以上定住する意思がある方
- 松本市税を滞納していない方
- 奨学金返還に関する他の補助金を受けていない方

補助期間

最大5年間(60カ月)

- ※毎年度申請が必要です。
- ※申請期間は毎年1月初旬~2月末を予定していますが、変更する場合があります。

お問い合わせ

(<u>令和7年度から</u> 担当部署と 受付場所が 変更になりました)

詳細・申請書類についてはホームページをご覧ください!

受付時間:月曜日・水曜日・木曜日・金曜日(いずれも祝日を除く) 午前8時30分~午後5時

松本市役所 こども若者部 若者参画課(なんなんひろば)

住 所:〒399-0002 松本市芳野4番1号

電 話:0263-26-1083

メール:wakamono@city.matsumoto.lg.jp

相談・申請の際は <u>来館予約</u>を 、お願いします/

